



特定健診(個別健診) のご案内

宇美町国民健康保険ご加入の 40歳~74歳の方へ

医療機関で受けることができる特定健診(個別健診)を受診する際に必要な「受診券」を3月末に送付しています。事前に医療機関に予約し、受診券をお持ちの上、受診してください。

受診券を紛失した場合は、再発行しますので、健康福祉課健康長寿係へご連絡ください。

なお、集団健診については、現在実施を見合わせています。実施が決まり次第、広報誌・町ホームページにてお知らせします。今しばらくお待ちください。



子どもから大人までどなたでも参加でき、多世代交流ができる地域コミュニティの場をつくるうと、平成25年度から農園活動をスタートしました。「うみ・ふれあい農園」では無農薬野菜作りを通して交流を楽しむコミュニティファームとして活動をしており、さまざま野菜の植え付けから収穫までを行い、収穫した野菜の一部はみんなで分け合います。毎月第一日曜日に障子岳の農園にて活動していますので、興味のある方は一度遊びに来てください。活動の様子やイベントの情報などは、フェイスブックにて随時更新しています。詳しくはふみらぼまでお問合せください。



団体プロフィール

【活動開始年度】平成25年度

【会員数】24人(6月現在)※1家族1会員制

【活動場所】障子岳地区

【活動内容】無農薬野菜作りを通じた多世代交流



活動紹介

このコーナーでは、ボランティアなどの公益的な町民活動をしている人や団体を応援し、ボランティアの「はじめの一歩」のきっかけになるような記事を掲載しています。



問 ボランティア・
町民活動支援センター
ふみらぼ(し~ず・うみ内)
☎・FAX933-1110

問い合わせ先
健康福祉課 健康長寿係
☎932-1111 FAX933-7512

国民健康保険 被保険者証 (保険証)の更新

問 住民課 国保医療係
☎932-1111
FAX933-7512

現在交付している保険証の有効期限は、7月31日(金)までです。8月1日(土)からの新しい保険証は、簡易書留郵便で世帯主宛に郵送しています。7月末までに保険証が届かない場合は、国保医療係までご連絡ください。



国民健康保険「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請

入院する際や高額な医療を受ける際に、「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を提示すると、窓口での医療費負担額が限度額までになります。(住民税非課税世帯の方は入院時の食事代も減額されます)

認定証は申請した月の初日からの認定です。高額医療を受ける場合は速やかに住民課窓口で申請の手続きをしてください。なお、現在お持ちの方で、8月以降も引き続き必要な方は、8月中に申請手続きをしてください。

▶ 対象者

宇美町国民健康保険加入者で、入院を伴う医療や高額な医療を受ける予定のある

- ①69歳以下の方
- ②70~74歳で課税所得が145万円以上690万円未満の方、および住民税非課税の方

【申請に必要なもの】

国民健康保険証、印鑑、マイナンバーが確認できるもの、来庁される方の本人確認ができるもの(運転免許証等)、委任状(別世帯の方が申請される場合)、その他(入院日数が確認できるものが必要になる場合があります)

問 住民課 国保医療係

☎932-1111 FAX933-7512

8月から後期高齢者医療保険の被保険者証(保険証)が新しくなります

現在の保険証は、7月31日(金)までの有効期限となっています。

8月1日(土)から使用できる新しい保険証(水色)を郵送します。

8月1日(土)以降に受診されるときは、新しい保険証(水色)を医療機関の窓口に提示してください。

7月31日(金)までに新しい保険証(水色)が届かない場合は、国保医療係へお問い合わせください。

▶ 保険証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。

毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1

年間の自己負担割合の判定を行います。

▶ 限度額適用認定証などが8月に更新となります

現在、限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証をすでにお持ちの方で、今年度も同じように認定証を発行できる条件の方には、8月1日(土)からの新しい認定証を保険証とは別に7月下旬にお届けします。

新たに認定証の交付を希望する場合は、申請が必要です。

【申請に必要なもの】

保険証・印鑑・その他

問 住民課 国保医療係 ☎932-1111 FAX933-7512

または福岡県後期高齢者医療広域連合

☎651-3111

入院期間を確認できるものが
必要になる場合があります。